様式第３号イ（第６条関係。使用料等の全部を免除する場合）

　岩手県指令　　　第　　　号

住所

氏名（法人にあっては、その名称）

　　　　年　月　日付けで申請のあった道路法等の適用を受けない公共用財産の使用（収益）については、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号

。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、次の条件を付して許可します。

　　　　年　月　日

広域振興局長　印

１　使用（収益）を許可する公共用財産の所在地、種目及び数量

(１)　所在地

(２)　種目

(３)　数量

２　使用（収益）を許可する公共用財産の用途又は使用（収益）の目的

３　使用（収益）を許可する期間

　　　　　年　月　日から　　　年　月　日まで

４　許可の条件

(１)　条例第７条第１項に規定する使用者（以下「使用者」という。）は、常に善良なる管理者の注意をもって使用（収益）の許可を受けた公共用財産（以下「許可財産」という。 ）を維持保全しなければならない。

(２)　使用者は、許可を受けた期間中、許可財産を第2項に規定する用途又は目的以外の用途に供してはならない。

(３)　使用者は、広域振興局長から許可財産について調査若しくは報告を求められた場合又は指示を受けた場合は、それに応じなければならない。

(４)　許可の期間が満了したとき、許可の取消し等が行われたとき、又は、使用等をやめたときには、直ちに当該許可に係る道路法等の適用を受けない公共用財産を現状に回復しなければならない。ただし、局長の承認を得たときは、この限りではない。

(５)　使用（収益）を許可する期間後も引き続き使用（収益）しようとするときは、当該期間満了１か月前までに申請すること。

注１　不要の文字は、抹消すること。

２　許可の条件は、広域振興局長が必要と認めるときは、適宜加除できること。

（Ａ４）